

添付資料

【一般枠】及び 【一定要件枠】 共通の添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅リフォーム工事の 見積書の写し （リフォームに要する経費（補助対象となる工事費が確認できるもの）、市内施工者の名称が記載されており、社判等の押印があるもの。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅リフォーム工事を行う箇所の 工事前の現況写真
	<input checked="" type="checkbox"/>	対象となる住宅の 案内図
	<input checked="" type="checkbox"/>	申請区分チェック表（朱書きで補助金の区分を記入済みのもの）
	<input type="checkbox"/>	申請者住所と対象住宅の所在地が異なる場合は、申請者と住宅等所有者の関係が分かる書類（戸籍謄本等の写し）
	<input type="checkbox"/>	申請者の住所が新発田市以外の場合は、申請時における居住地の市区町村民税の納税証明書（前年度の納税状況のもの）
【一定要件枠】 次のいずれかの世帯に該当する申請をする場合の追加書類 （耐震改修工事を実施する世帯又は下水道接続工事を実施する世帯の場合は、追加添付書類不要）	<input type="checkbox"/>	三世帯同居による場合は、三世帯が同居していることが確認できる世帯員全員の住民票（ 住民票謄本 ）で続柄の記載のあるもの。 上記の者がリフォーム後において同居する場合には、事業完了実績報告書の提出時に世帯員全員の住民票謄本を添付できること。
	<input checked="" type="checkbox"/>	高齢者世帯による場合は、令和6年4月1日現在において、75歳以上の高齢者であること又はその者と同居していることが確認できる 住民票謄本（※）若しくは健康保険証等の写し 。 上記の者がリフォーム後において同居する場合には、事業完了実績報告書の提出時に住民票謄本等を添付できること。
	<input type="checkbox"/>	障害者の属する世帯による場合は、1級若しくは2級の身体障害者手帳又は療育手帳Aの表紙部分及びその手帳所持者の氏名、現住所、等級等を確認できる部分の写し。 障害者がリフォーム後において同居する場合には、事業完了実績報告書の提出時に身体障害者手帳等を添付できること。
	<input type="checkbox"/>	子育て世帯による場合は、令和6年4月1日現在で15歳未満の者が同居することが確認できる 住民票謄本 で続柄の記載のあるもの、 健康保険証等の写し、母子健康手帳等 の表紙、氏名、住所等が確認できる部分の写し又は 妊娠証明書 の写し。

※ 納税証明書及び住民票謄本は、申請日前3か月以内に発行されたもの。

備 考 補助対象工事について（複数回答可）

1	屋根、外壁、窓等の葺替、張替、取替、塗装その他外装（下地を含む。）工事、屋根の雪下ろし作業時の墜落防止用アンカー固定等に伴う費用
2	床、壁、天井等の張替、取替、塗装その他内装（下地を含む。）工事
3	トイレ、台所、風呂、洗面所等の水廻り及び給排水配管工事（工事に伴う衛生設備機器、システムキッチン又はユニットバス等の設置を含む。ただし、給湯器の設置は除く）
4	公共下水道又は農業集落排水施設等に接続する配管工事（既存浄化槽の撤去等を除く）
5	土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事
6	シロアリ対策に係る工事（建物内部に限る）
7	電気配線で床下、壁、天井裏等の工事又は漏電防止工事（照明器具本体の設置工事を除く）
8	屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置その他バリアフリー化工事
9	集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るために、設置する防水板（原則として金属板）工事

